２０２２年　　月　　日

　　　　　　　　　　校長　様

**埼玉県教職員組合**

学校分会

**２０２３年度当初人事に関する要請書**

　２０２３年度当初人事異動の時期を迎えようとしています。教職員が情熱をもち、安心して教育活動に専念するためには、勤務・労働条件に密接に関係する人事を公正・明朗・民主的に行うことが求められます。そのために、当分会と誠意をもって話し合うことは不可欠の要件と考えます。下記の事項について要求しますので、誠意ある回答をされるよう求めます。

記

１．人事は教職員の勤務・労働条件に重大なかかわりをもっています。したがって、分会との話し合いに積極的に対応してください。

２．本人の生活条件を優先させ、地教委に対し異動希望者の意志を反映した具申をしてください。

３．人事を円滑にすすめる上からも、本人からのヒアリング（意向聴取）を十分に行ってください。調書提出後から内示までの間に、本人に対して希望の進捗状況等についてきめ細かく状況を伝えてください。

４．「年度当初人事に関する調書」については、本人の意に反する記入強制を行なうことなく、記載内容を尊重し受理してください。

「調書」記入にあたって次のように対応してくだい。

①特記事項欄に「異動が困難な理由」を記入している場合には、異動地欄への記入が１ないし２市町村であっても認めてください。

②異動対象外の者が、事情があり積極的に異動を希望する場合においては、異動地欄への記入が１ないし２市町村となる場合を認め受理してください。

③経験３年以上のすべての教職員に異動地を書かせないでください。いわゆる「７年人事」を強要しないでください。

④調書の各事項に未記入を理由として不利益な扱いをしないでください。また、特記事項に学校名の記載があっても、本人の希望として受け止め受理してください。

５．採用以来同一校勤務年数の基準適用にあたっては、本人の事情を受け止めて、機械的に行わないでください。

６．市町村間の転任希望については、本人の意向を十分把握し、異動地への人事が実現するように地教委へ働きかけてください。

７．「雇用と年金の接続」により無収入期間が発生しないように、すべての再任用希望者が希望する希望地と形態を実現するように、地教委に働きかけてください。

８．すべての臨時的任用教職員に対して、引き続く任用や配置に関する意向を十分に聞きとり、任用を希望する場合は、その者を優先するよう地教委に働きかけてください。引き続く同一校配置希望に対しても積極的に地教委へ具申してください。